

行田市告示第 330 号

行田市開発許可等の基準に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、同項第 3 号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該図書は、行田市都市整備部建築開発課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

行田市長 行 田 邦 子



1 予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

土地の区域	予定建築物の用途
谷郷二丁目の一部	商業施設

ただし、上表に掲げる土地の区域のうち、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域並びに農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地及び第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地及び牧草放牧地は除く。

2 変更した土地の区域

イ 追加する土地の区域

谷郷二丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

3 変更した日

令和 8 年 9 月 3 日